

(論文内容の要旨)

本論文は、1968年に署名され、1970年に発効した核不拡散条約（以下NPT）の形成過程を再検討することにより、核不拡散問題に関する理解を深めることを目的としている。分析にあたっては、NPTの形成にとって中核的な時期であった1955年から65年までを主要な対象時期とし、NPTの基盤をなした核不拡散に関する国際合意と、そうした合意に基づきつつ、同条約の形成において主導的な役割を果たしたアメリカの核不拡散政策との関連関係に重点が置かれる。

NPT形成史に関する既存の研究においては、国際会議及びアメリカ外交という二つの主要なNPT形成要因がそれぞれ別個に分析され、詳細な検討がなされてきたが、両者を総合した包括的な見地からNPT成立を可能とした根本的な要因にまで踏み込んだ分析はなされてこなかった。本論文においては、多角的な国際交渉の場において核不拡散に関する国際合意が形成されたことによって初めて、自らが核保有国たるアメリカが核不拡散政策において核保有に関する不平等性、差別性といった批判を乗り越えて、イニシアティブを発揮することができ、NPTが成立しえたという、国際合意とアメリカの政策の相補的な関係を中心に分析することで、NPT形成過程が捉え直される。

具体的には本論文は以下のように構成される。

序論においては、NPT形成に関する先行研究を検討し、それらがいずれも、核不拡散に関する国際合意の形成と、アメリカが主導する核不拡散政策の一方のみに焦点をあて、両者の相補的な関係を十分に検討していないことを指摘し、本論文の意図及び構成を明らかにする。

第一章においては、NPTの形成が本格化する前史として、第二次世界大戦末の核使用を受け、大国が核保有へのインセンティブを強める一方で、特に国連総会を中心として核廃絶論が支配的な言説及び理念となり、更に、1954年の水爆実験に伴って起きたいわゆる第五福竜丸事件をきっかけに核廃絶論が一層の高まりを見せる過程が要約される。

第二章では、まず第一節において、アイゼンハワー政権が、ハロルド・スタッセン補佐官の提唱により、1955年に核不拡散条約の形成を企図したものの、米ソ間の合意を急ぐ余り、西欧同盟国との協議が不十分なまま交渉を進め、1957年までにこの企図が頓挫する過程が分析される。次に第二節においては、国連総会において、核保有の意図をもたないアイルランド外相フランク・エイケンの主導によって1958年から核不拡散を求める決議が提起され、1961年2月のいわゆる「アイルランド決議」成立に至る過程が叙述される。この決議をもって、核不拡散に関する国際合意が形成されたのである。

第三章では、アイルランド決議成立を一つのきっかけとし、アメリカによる核不拡散政策が新たな段階を迎えた1961年から62年にかけての分析がなされる。ケネディ政権はベルリン危機をきっかけに西ドイツ自身による核保有禁止を国際的に規定することを試みたが、一九六一年末までに、これを差別的措置と捉えた西ドイツの反対から断念を余儀なくされる情勢であった。しかし、

アイルランド決議の採択によって、ケネディ政権は、西ドイツによる核保有禁止を、西ドイツを特定した、核保有国アメリカによる直接的措置としてではなく、核不拡散に関する国際合意に基づく一般的な核不拡散条約において一定の国の核保有を禁止するという、差別性及び西ドイツの反感を緩和しうる手段によって実現するプロセスを開始し得るようになったのである。

第四章では、1964年の中国による核実験を受けて、ジョンソン政権がそれまでアメリカの軍事戦略の中で支持されてきたMLF（多角的核戦力）構想を放棄し、NPTを強力に推進する決定を行った過程が分析される。先進工業国ではない国での核開発を受けて、ジョンソン政権内部での検討の結果、核拡散の更なる進行を恐れ、アメリカが不拡散に向けて従来以上の積極性を見せるべきとの見解が強まった。この方針は政権において次第に支持を集め、北大西洋同盟（NATO）諸国の核戦力の統合的な運用を図ることを目指したMLF構想を放棄し、より柔軟かつ一方的な、アメリカによる「核の傘」政策に基づく核抑止体制を選択することで、NPTにとっての基本的な障害を除去したのである。この決定を受けて、1967年には米ソ両国によってNPT草案が提案され、翌年署名のために開放、1970年の発効に至るのである。

結論においては、各章の議論の要約の後、核不拡散に関する国際合意とアメリカの核不拡散政策の間に相補性が存在したことの意義が改めて指摘される。更に、核拡散の問題が冷戦期以上に深刻な国際政治上の過大となりつつある今日、一部の国の核保有と国際規範としての核不拡散合意の間の矛盾が拡大しつつあり、そうした緊張関係の中に現在のNPTが置かれていることが指摘される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、核不拡散条約の形成過程を再検討し、国際的に共有された規範としての核不拡散合意と、アメリカの政策の中で次第に比重を高めることになった核不拡散政策が相補的關係に立つことにより、核不拡散体制が成立していった過程を実証的に明らかにする論文である。

本論文の評価すべき点として、まずその複合的な視点があげられる。従来、核不拡散条約成立過程に関する日本での研究は国際法的観点からの研究と、アメリカなど個別国家の核政策の一環としての研究が主であった。これに対し本論文は、核不拡散条約の直接的起源となった 1961 年国連総会採択のいわゆるアイルランド決議がアメリカの核不拡散政策に与えた影響を重視し、規範と現実の狭間にある核不拡散条約成立に至る過程を国際政治的観点からダイナミックに描いている。

第二に評価できる点は、本論文の高い実証性である。本論文では一次史料としてアメリカのアイゼンハワー、ケネディ、ジョンソン各政権の一次史料に加え、アイルランド決議を主導したアイルランド政府の史料も参照するなど、広汎な史料調査を行っている。その結果、アイゼンハワー政権下でのスタッセン提案の挫折、ケネディ政権下での西ドイツ核武装問題を巡る対応、ジョンソン政権下での多角的核戦略構想（MLF）の放棄と核不拡散政策の一層の推進など、重要な歴史的契機におけるアメリカ外交と国際環境の相関関係を摘出することに成功している。

第三に、本論文が指摘する核不拡散体制のもつ問題点の今日的有効性である。冷戦終焉後、核不拡散問題に対する国際的関心は高まり、北朝鮮による核不拡散条約脱退や核実験、イランの原子力計画推進に対する核開発疑惑など、核拡散に対する関心は高まっている。「持てる者」と「持たざる者」の不公平性にとどまらず、小国の強国に対抗する安全保障手段としての核の威信が絡んでおり、問題はより複雑になっている。こうした不拡散体制の現状に存する問題の起源の一端を本論文は明らかにしている。

他方、本論文がいくつかの点で課題をもつ点も指摘できる。まず、対象時期が 1955 年から 65 年に限定されており、それ以前やそれ以後の時期が具体的に扱われていないこと、第二に、西ドイツ、日本等不拡散政策を受容した国がいかなる動機でそれを受容したかが明瞭でないこと、更に、ソ連、中国などの核拡散国の政策決定についてほとんど触れられていない点である。更に、基本的な情報を本文ではなく注に記すなど、文章表現上十分でない部分も散見される。

しかしこれらの点は、核不拡散条約成立過程の研究に関して本論文がなした寄与を考えると大きな問題点ではなく、本論文の価値は高く評価できる。

以上の理由から、本論文は博士（法学）の学位を授与するのにふさわしいものと認められる。

なお平成 21 年 3 月 2 日に調査委員 3 名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。